

# 小竹町男女共同参画計画



平成31年(2019年)3月

小竹町

## はじめに



すべての人が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した形で男女共同参画社会を推進していくことが重要となっています。

平成 11 年(1999 年)に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意の下に定めることにより社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取組が総合的に推進されることを目的としています。

そして、平成 13 年(2001 年)には、配偶者等からの暴力の防止や被害者支援対策を目的とした「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、さらに平成 27 年(2015 年)には女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」も制定されるなど、地域経済や地域社会の活性化に向けて、あらゆる分野における女性の活躍を進めようという気運が高まっています。

このような状況を踏まえ、住みよい町の実現のためには、家庭、職場、地域で男女がともに協力し、お互いを尊重しあう共同参画社会づくりへの取組が不可欠と考え、「小竹町男女共同参画計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、男女共同参画社会への実現に向けて、取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に際し、貴重なご意見ご指導を賜りました審議会委員の皆様をはじめ、関係の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成31年(2019年)3月

小竹町長 松尾勝徳

## ～ 目 次 ～

第1章 計画の概要について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 男女共同参画について	1
3 計画策定の社会的背景	2
4 計画の概要	4
第2章 小竹町の現状	6
1 人口等の状況	6
2 各分野における審議会等に占める女性の割合	7
第3章 計画の基本的な考え方	8
1 基本理念	8
2 基本目標及び施策の基本方向	8
3 計画の体系	9
第4章 具体的な施策	10
基本目標1 男女共同参画の意識づくり	10
基本目標2 男女共同参画のまちづくり	12
基本目標3 男女が共に活躍できる環境づくり	14
基本目標4 健康で安心して暮らせる社会づくり	16
第5章 計画の推進体制	18
1 推進体制	18
2 町民との連携	18
3 国・県との連携	18
資料編	
男女共同参画社会基本法	19
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	24
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	36
福岡県男女共同参画推進条例	45
小竹町男女共同参画計画審議会条例	49
小竹町男女共同参画計画審議会委員名簿	50
小竹町男女共同参画計画審議会への諮問書	51
小竹町男女共同参画計画審議会からの答申書	52

## 第1章 計画の概要について

### 1 計画策定の趣旨

近年の日本は、少子高齢化や人口減少が進行しており、それらの社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、お互いにその人権を尊重しながら、能力や個性を最大限に発揮できる社会づくりが必要となっています。

男女を取り巻く状況をみると、国は、平成11年(1999年)に男女共同参画社会基本法を制定し、5つの基本理念を掲げています。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が制定されてきました。

しかしながら、仕事と家庭、子育てを両立できる環境が必ずしも十分とは言えず、福岡県による「平成26年度男女共同参画社会に向けての意識調査」によれば、家庭、地域、職場などのあらゆる面で、「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識が依然として根強く残っています。

豊かで活力ある社会、将来に夢を持てる社会にするために、このような性別による固定的な役割分担意識を払拭し、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

小竹町男女共同参画計画は、この考え方にに基づき、男女があらゆる場面でともに参画し、お互いがパートナーとして協力し合い活躍することができる社会の実現を目指すことを目的とし、そのための総合的な取組の指針をまとめたものです。

### 2 男女共同参画について

#### (1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。つまり、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

#### (2) 男女共同参画社会の目指すもの

平成27年(2015年)12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、目指すべき社会として次の4つを提示し、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととし

ています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行<sup>(注)</sup>等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

(注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

### 3 計画策定の社会的背景

#### (1) 国際的な動向

男女共同参画に関する国際的な取組は、国際連合を中心として推進され、昭和 47 年(1972 年)の国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和 50 年(1975 年)を「国際婦人年」とすることが宣言されました。さらに、昭和 54 年(1979 年)の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、日本も批准しました。

平成 7 年(1995 年)に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」では、女性の地位向上のために優先的に取り組むべき12の重大領域を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。その後、平成 12 年(2000 年)にニューヨークにおいて国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、各国政府による「北京宣言及び行動綱領」の実施の決意を再確認する「政治宣言」などが採択されました。

平成 27 年(2015 年)には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から 20 年にあたることを記念し、第 59 回国連婦人の地位委員会が開催され、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択されました。

このように、女性の地位向上を目指した国際的な取組が積極的に進められています。

#### (2) 国内の動向

昭和 50 年(1975 年)の「国際婦人年」を契機に、「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52 年(1977 年)には「国内行動計画」が策定されました。

その後、昭和 61 年(1986 年)に男女雇用機会均等法、平成 4 年(1992 年)には育児休業法制定など、法整備が進められ、平成 6 年(1994 年)には、国内本部機構の充実強化

を図るため「男女共同参画推進本部」を設置し、内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」が設置されました。

そして平成 11 年(1999 年)には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けられました。さらに、平成 12 年(2000 年)には、男女共同参画社会基本法に基づき、国連特別総会「女性 2000 年会議」や男女共同参画審議会の提言を踏まえて「男女共同参画基本計画」を策定、翌平成 13 年(2001 年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

平成 22 年(2010 年)に策定された「第3次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブアクション(積極的改善措置)を始めとする様々な取組を進めてきました。

現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めており、特に、指導的地位への女性の参画促進に向けては、平成 27 年(2015 年)に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける女性活躍推進法が成立しました。それに加え、女性の活躍推進に向けた基盤として、男性の家事・育児等への参画に向けた取組、非正規労働対策、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶などについても取組が進められてきました。

同年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会基本法に基づき、国の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等を変更することや、女性活躍推進法の着実な施行により、女性の採用・登用推進のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めること、地域における推進体制を強化することなどが強調されています。

また、平成 23 年(2011 年)3 月に発生した東日本大震災の経験から、防災分野における男女共同参画の推進について、取組を進める必要が明らかとなり、防災基本計画の修正、災害対策基本法の改正、男女共同参画の視点からの避難所のあり方など防災・復興の取組指針の作成などの取組が進められています。

### (3) 福岡県の動向

福岡県では、国際社会の動きや国の施策に対応して、女性政策、男女共同参画の取組を行ってきました。国際婦人年に国際連合が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景として、昭和 55 年(1980 年)に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。昭和 61 年(1986 年)に第 2 次、平成 8 年(1996 年)に第 3 次計画を策定し、福岡県の女性の地位向上を図りました。

平成 11 年(1999 年)には男女共同参画社会基本法が制定され、同法に基づき、平成 13 年(2001 年)に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌 14 年(2002 年)に「福岡県男女共同参画計画」を策定しました。平成 18 年(2006 年)に第 2 次、平成 23 年(2011 年)に第 3 次計画を策定し、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

この間、平成 8 年(1996 年)には男女共同参画を推進する拠点として「福岡県女性総合センター『あすばる』」(平成 15 年(2003 年)に、「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」へ改称)を開設し、平成 18 年(2006 年)に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定、平成 23 年(2011 年)は第 2 次計画を策定しています。

第 3 次福岡県男女共同参画計画では、「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる」を大目標に様々な取組を進めてきました。

しかしながら、それでもなお、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現には未だ多くの課題が残されているとして、平成 28 年(2016 年)に「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定し、様々な取組を行っています。

## 4 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定しています。

さらに、この計画の「基本目標3 男女が共に活躍できる環境づくり」を女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく推進計画として位置づけ、「基本目標4 安全・安心に暮らせる社会づくり 基本施策(1) 配偶者等からの暴力根絶」を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく基本計画として位置づけます。

また、この計画は、男女共同参画社会を実現するために、国、福岡県の計画の趣旨を踏まえ、男女共同参画の視点から基本目標をかかげ、具体的な課題や施策を体系化し、総合的にまとめたものです。

さらに、この計画は、町と町民、関係機関、企業等と連携・協力することにより、男女共同参画の推進を図ろうとするものです。

## (2) 計画の期間

この計画の期間は、平成 31 年度(2019 年度)から平成 35 年度(2023 年度)までの 5 年間とします。なお、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況により、必要に応じて見直しをすることとします。

## (3) 計画の策定方法

この計画を策定するに当たっては、各種団体の役員、有識者、一般町民からなる「小竹町男女共同参画計画審議会」に諮り、審議をしていただきました。その概要は、下記のとおりです。

	期 日	主な審議内容
第 1 回	平成30年12月14日	辞令交付、諮問 会長、副会長の選出 小竹町男女共同参画計画(案)について
第2回	平成31年 1月24日	小竹町男女共同参画計画(案)について
第3回	平成31年 2月 7日	小竹町男女共同参画計画(案)について
第4回	平成31年 2月25日	小竹町男女共同参画計画(案)について
第5回	平成31年 3月 6日	答申(案)の最終確認 答申

## (4) パブリックコメント

本庁での閲覧及びホームページにおいて、平成 31 年(2019 年)3 月 11 日から 3 月 25 日まで、広く町民から本計画における意見を募集しました。



## 第2章 小竹町の現状

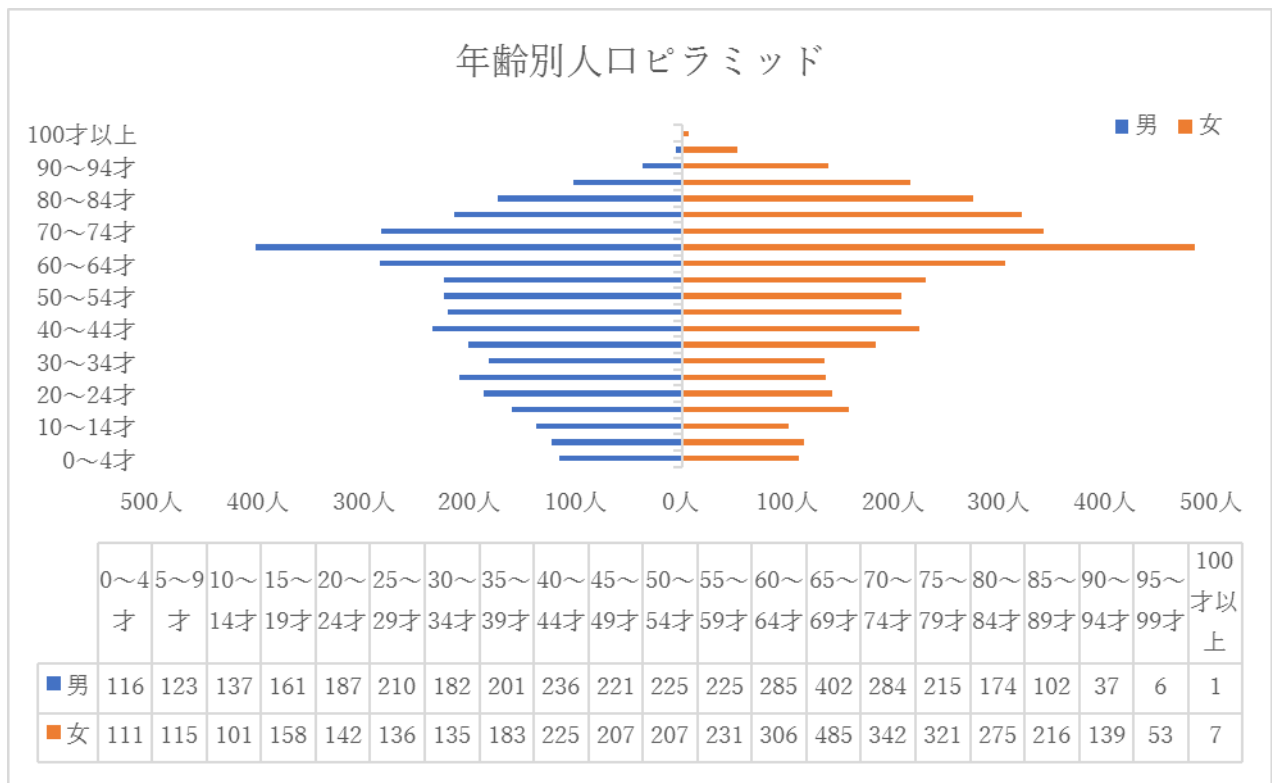
### 1 人口等の状況

#### (1) 人口・世帯数の動き

	世帯数 (世帯)	人 口			一世帯当 り人口(人)
		総数(人)	男(人)	女(人)	
平成 2 年	3,679	11,001	5,121	5,880	2.99
平成 7 年	3,678	10,517	4,884	5,633	2.86
平成 12 年	3,603	9,730	4,535	5,195	2.70
平成 17 年	3,551	9,253	4,276	4,977	2.60
平成 22 年	3,511	8,602	3,967	4,635	2.45
平成 27 年	3,331	7,810	3,658	4,152	2.34

(国勢調査)

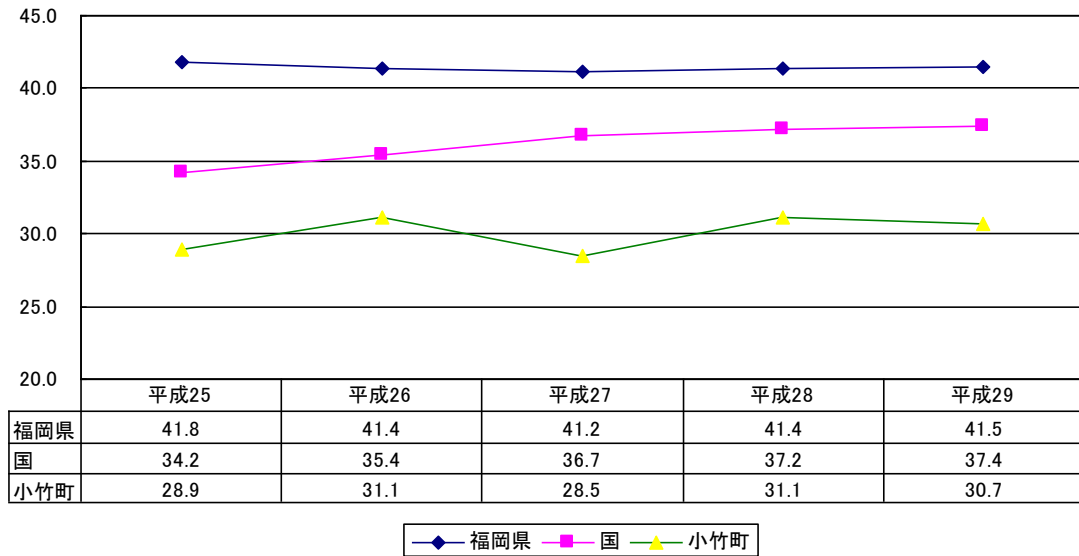
#### (2) 年齢別人口構成



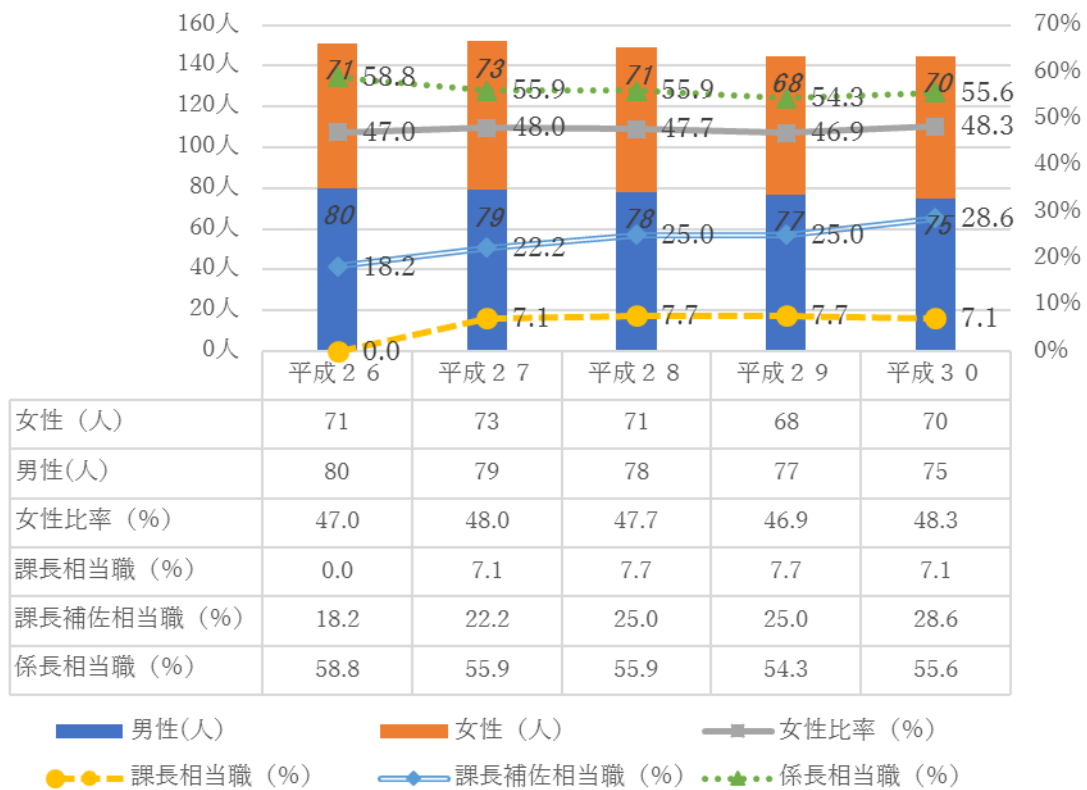
(平成 30 年 3 月末 小竹町住民基本台帳人口)

## 2 各分野における審議会等に占める女性の割合

審議会等における女性委員比率(国・福岡県・小竹町)



職員の女性の割合



(内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ)

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 男女が支えあい、いきいきと暮らせるまちを目指して

### 2 基本目標及び施策の基本方向

#### 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進
- (2) 教育の場における男女共同参画の推進

#### 基本目標2 男女共同参画のまちづくり

- (1) 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進
- (2) 地域における男女共同参画の推進

#### 基本目標3 男女が共に活躍できる環境づくり

- (1) 働く場における男女共同参画の推進
- (2) 仕事と家庭が両立できる環境整備の推進

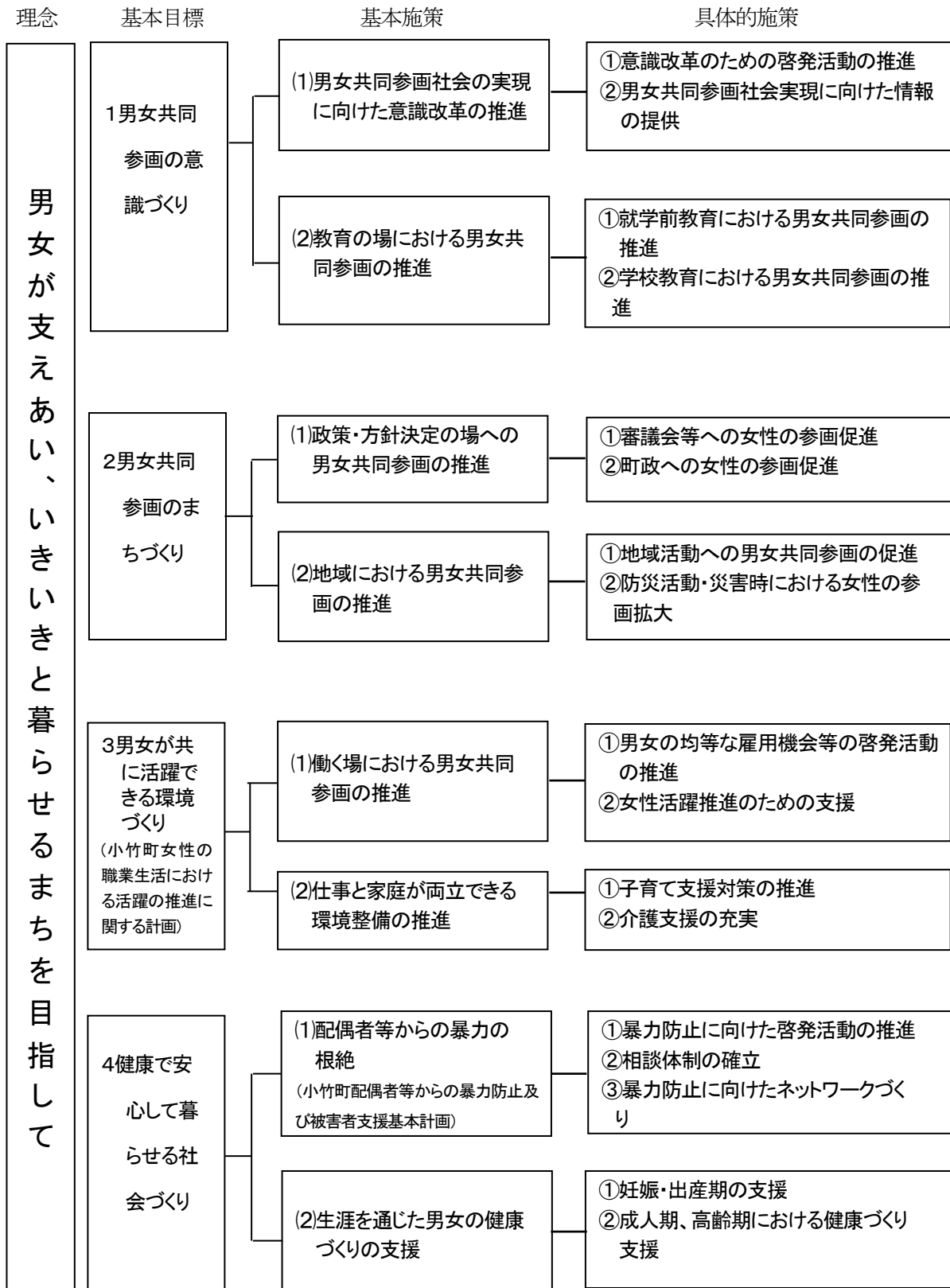
#### 基本目標4 健康で安心して暮らせる社会づくり

- (2) 配偶者等からの暴力の根絶
- (2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援



### 3 計画の体系

基本



## 第4章 具体的な施策

### 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

#### (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進

##### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できることが重要です。しかしながら、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

性別によって役割を固定化する考え方は、時代とともに変わりつつあるものの、今後、男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要であるという理解を促進し、意識改革を積極的に展開していくことが必要です。

具体的施策	内容
①意識改革のための啓発活動の推進	・町の広報紙及びホームページに男女共同参画を推進する記事を掲載し、啓発活動を推進します。また、広報紙等の表現で、固定的役割を連想させる表現にならないように配慮します。
②男女共同参画社会実現に向けた情報の提供	・国や県などの男女共同参画に関わる機関が作成した情報誌を収集し、町内の施設に設置し、町民に情報提供します。 ・男女共同参画に関する図書、県内の男女共同参画に関わる施設が発行する刊行物などを、中央公民館図書室に設置します。

#### (2) 教育の場における男女共同参画の推進

##### 【現状と課題】

将来を担う子どもたちが男女共同参画の意識を身につけ行動することは、男女共同参画社会の実現に寄与するだけでなく、一人ひとりがその個性と能力を活かし、充実した人生をおくることができます。

子どもは、家庭や学校・保育の場、地域社会などの中で社会のルールや価値観を学

んでいきますが、とりわけ、就学前・学校教育は、人間の価値観や人格の形成に大きな影響を与えます。そのため、幼児教育や学校教育において、男女共同参画の視点に立った性別役割分担意識にとらわれない教育や指導を推進することが重要です。

具体的施策	内容
①就学前教育における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への情報提供を通じて男女平等意識への周知啓発に取り組みます。</li> <li>・こども園において、子どもの発達段階に応じて、男女平等の意識づくりと個性や能力を伸ばす指導を行います。</li> </ul>
②学校教育における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の場で、男女平等の理念に基づいた教育を行います。</li> <li>・学校行事等の際、性別による役割分担にとらわれないよう指導します。</li> <li>・子どもたちが、性別にとらわれず、個性に応じて主体的に進路を選択し、自己実現ができる能力を育てるための指導をします。</li> </ul>



## 基本目標 2 男女共同参画のまちづくり

### (1) 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、従来の男性が主導する運営形態から脱し、女性の発想や感性を生かすことは、まちづくりを進めていく上で重要なことです。審議会等の政策を考え、方針を決定していく場に女性の参画は欠かせません。

本町における女性の審議会等への登用状況をみると、平成 29 年 4 月 1 日現在で 30.7%です。審議会等へ積極的に女性を登用し、女性の意見や考えを行政に反映させることは、男女共同参画社会づくりの基礎となる重要なことです。

具体的施策	内容
①審議会等への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・町の審議会等への女性の積極的な登用を推進し、平成 35 年度には、女性の登用率 40 パーセントを目標とします。</li><li>・審議会等委員として参加できる人材の発掘に努めるとともに、女性が参加しやすくなるための環境を整えます。</li></ul>
②町政への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・町政への町民の関心が高まるよう、議会日程を周知し、町議会の傍聴を推進します。</li><li>・庁舎内において、女性職員の育成と能力向上を図り、性別に関係なく、職員一人ひとりが持つ能力を十分に発揮できる職場づくりに努めます。</li></ul>

### (2) 地域における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

近年、地域コミュニティの重要性が増しています。地域社会は、周囲との重要な交流の場であり、福祉・防犯・防災など、地域住民を支える一番身近なコミュニティですが、人口の減少とともに地域社会に参加する機会が少なくなっています。

住みよい地域づくりを進めるためには、性別・年代を問わず、地域社会への住民の積極的な参加を促し、さまざまな意見を求め、活発な地域活動が行われることが重要

です。

また、近年多発している災害に対して、自主防災組織の重要性が増しています。災害時に性別に配慮した対応が必要なことから、防災活動への女性の参加を呼びかけます。

具体的施策	内容
①地域活動への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域行事などの機会を通じて、性別・年代を問わず、町民の交流が活発になるように努めます。</li><li>・各種地域組織で、男女が共同して活動を行っていきけるように情報提供や支援を行い、地域の活性化を図ります。</li></ul>
②防災活動・災害時における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災訓練や自主防災組織への女性の積極的な参加を呼びかけ、災害時の避難場所等で、女性も運営に参画できるような体制づくりを行います。</li></ul>





## 基本目標3 男女が共に活躍できる環境づくり

(小竹町女性の職業生活における活躍の推進に関する計画)

### (1) 働く場における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

女性の就業人口は年々増加し、職場における女性の役割も益々大きくなっています。しかし、女性を取り巻く就労環境をみると、採用時の男女比率の差、昇給・昇格の差、性別による固定的な役割分担等を反映した職場環境などにおいて男女格差がみられます。また、女性は結婚、出産、育児、介護を理由とした離職が多く、再就職後も非正規雇用となるケースが多く見受けられます。

男女が性別によって差別されず、ともに能力を活かしながら働くことができる職場環境づくり、働き続けながら育児や介護ができる環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

また、農業や商工業などの自営業においても女性は重要な担い手であることから、女性の能力を発揮した経営への参画を支援します。

具体的施策	内容
①男女の均等な雇用機会等の啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の均等な雇用機会と待遇に関する情報を町の広報紙及びホームページに掲載し、男女がともに働きやすい環境づくりへの啓発に努めます。</li> <li>・セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメント防止について、町の広報紙及びホームページに掲載し、啓発に努めます。</li> </ul>
②女性活躍推進のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働局、地方公共団体、事業主団体等関係機関により構成される「<sup>※</sup>直方地区 子育て女性等の就職支援協議会」と連携し、子育て女性等の就職支援の強化に努めます。</li> <li>・国、県が行う職業能力や意識向上のための事業や研修等の情報を提供し、女性の能力発揮の支援をします。</li> <li>・農業、商工自営業で起業する女性への情報提供や働きやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>

※構成団体：直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、福岡県筑豊労働者支援事務所、福岡県ひとり親サポートセンター、直方商工会議所、直方公共職業安定所、福岡労働局職業安定部職業安定課

## (2) 仕事と家庭が両立できる環境整備の推進

### 【現状と課題】

社会情勢の変化や女性の社会進出に伴い、共働きの家庭が多くなってきましたが、男性の多くは、長時間労働、仕事中心の生活で、家庭生活での家事等に関わる時間を確保することが難しく、そのうえ、固定的性別役割分担意識により、家事・子育て・介護は女性がその大半を担ってきました。若い世代を中心に男性の家事等への参画がみられるようになってきているものの、依然として家庭での家事等は女性が担うべきという性別役割分担意識は、いまだ根強く残っています。

人口減少、少子高齢化が進む中、大きな潜在能力を持つ女性が職業生活において活躍することが一層重要であり、男女が性別によって差別されず、ともに能力を活かしながら働くためにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を進め、家庭と社会生活をバランスよく充実させることが、男女共同参画社会の実現のために必要です。

具体的施策	内容
①子育て支援対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・「小竹町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、保護者の多様な働き方に応じ、適切な支援を行える体制の強化に努めます。</li><li>・育児不安・親子の孤立化を防ぐ子育ての拠点として、小竹町立小竹こども園内に設置している地域子育て支援センターを中心に、保健・福祉等が連携し、総合的な子育て相談支援を行うと共に、子育てに関する様々な情報提供を行います。</li></ul>
②介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護に関わる人の悩みを解消するため、介護予防や生活支援サービスの整備を図ります。また、包括的支援事業等の周知を図り、高齢者の総合相談支援の実施や関連機関との連携を推進し、適正なサービス提供につなげます。</li><li>・高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができるように、地域で支えあう環境づくりや包括ケアシステムを推進していきます。</li></ul>

## 基本目標4 健康で安心して暮らせる社会づくり

### (1) 配偶者等からの暴力の根絶

(小竹町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)

#### 【現状と課題】

配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。また、急速なインターネット、SNSの普及により、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメントは多様化し、その被害者の多くは女性ですが、近年、男性の被害者も見受けられます。

こういった暴力等は、家庭内もしくは個人の問題として他人が介入しにくく、周囲に気づかれないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向にあります。

社会全体から暴力を根絶するため、暴力の未然防止を図るための環境づくりや相談体制の整備が重要です。

具体的施策	内容
①暴力防止に向けた啓発活動の推進	・町の広報紙及びホームページを活用し、DVに対する町民の理解を促進します。また、被害者等の相談窓口の周知や被害者への支援体制、自立支援等の情報発信を行います。
②相談体制の確立	・庁舎内において、被害者が安心して相談できるような相談体制を整備します。また、相談を受ける行政職員の資質の向上を図ります。
③暴力防止に向けたネットワークづくり	・DVの相談に対する適切な対応ができるよう、関係各課と情報を共有し、連携して対処します。また、町単独で解決できない事項に関して、警察署や県保健福祉環境事務所、法務局等の関係機関と連携を図り、被害者の安全が確保できる体制づくりに努めます。

## (2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

### 【現状と課題】

心身ともに健康的な生活を送ることは、全ての人の願いであり、男女共同参画社会の実現に向けた課題でもあります。女性は、妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面するため、そのライフサイクルや健康上の問題に配慮した対策や支援が必要です。

一方、男性は、仕事中心の生活で、長時間労働による働きすぎ、家庭を担う重圧から一人で悩みや問題を抱え込む傾向にあり、自殺者数の性別は、男性の方が圧倒的に多いとの統計もあります。更に、男性は喫煙や飲酒の習慣を持つ人が女性よりも多く、男女の生活習慣、意識を踏まえた健康支援が求められています。

また、高齢化の進行に伴い、要介護者の増加は深刻な社会問題であり、高齢期においても健康で自立した生活を送ることができるような支援を充実させることが重要です。

生涯にわたり健康を維持でき、いきいきと自立した生活を送ることができるような健康づくり、環境づくりに取り組みます。

具体的施策	内容
①妊娠・出産期の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊婦の健康を守り、乳幼児の健康に関する相談に対応できる体制を整備します。</li><li>・妊娠届受領時や各種健(検)診等を通じて、それぞれの状況に応じた支援を行います。</li></ul>
②成人期、高齢期における健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・各種健(検)診等の周知及び受診率の向上を図り、生涯を通じた健康の保持増進に努めます。</li><li>・すべての住民のライフステージに応じた生活習慣病予防視点から正しい食生活・運動について指導します。</li><li>・転倒予防教室等介護予防の運動事業を推進します。</li></ul>

## 第5章 計画の推進体制

### 1 推進体制

計画の推進に当たって、小竹町役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、全庁的かつ総合的に取組を進めます。

### 2 町民との連携

小竹町において男女共同参画社会を実現するために、町を取組だけでなく、町民、各種団体、事業所との連携が必要不可欠です。そのため、町のホームページを活用するなど町民の皆様からの意見を取り入れながら本計画を推進していきます。

### 3 国・県との連携

男女共同参画社会を総合的に推進するためには、町だけで解決できない課題も考えられることから、国や県、その他関係機関との連携・協力を得ながら計画を推進していきます。

## 【資料編】

### 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が

尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に構ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に構ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大

臣に対し、意見を述べること。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれかの一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村

基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被

害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第141号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消

された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第1

2条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。



- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - ア 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - イ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ウ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - エ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号アからエまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号アからエまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号アからエまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する

法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 （略）

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活

に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### (基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - ア 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - イ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ウ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関す



る取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定

めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律

- 第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
  - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
  - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
  - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
  - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する

情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

- 第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、

かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一

般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

## 福岡県男女共同参画推進条例（平成13年福岡県条例第43号）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

#### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- (3) 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

#### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

#### （県民の責務）

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力す



るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されるとの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第7条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であつて相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第8条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第9条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第10条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、11月の第4土曜日とする。

3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第11条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第12条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第13条 県は、事業者が第6条第2項及び第3項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第14条 県は、第7条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第15条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第17条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第18条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民から相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第21条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

### 第3章 福岡県男女共同参画審議会

(福岡県男女共同参画審議会)

第22条 県に福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小竹町男女共同参画計画審議会条例（平成30年小竹町条例第21号）

（設置）

第1条 小竹町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小竹町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画基本計画の策定、見直し及び実施に関し必要な事項について、その調査及び審議を行い、町長に答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体からの推薦による者
- (3) 町内に住所を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

## 小竹町男女共同参画計画審議会委員名簿

(順不同)

	氏 名	所 属	備 考
1	西 田 義 雄	小竹町自治会長会代表	会長
2	峯 岡 準 子	小竹町男女共同参画会代表	副会長
3	西 本 美智子	直方人権擁護委員協議会代表	
4	飯 野 裕 子	小竹町教育委員会代表	
5	平 川 博 志	小竹町民生委員児童委員協議会代表	
6	一 滴 浩 子	小竹町商工会代表	
7	竹 森 利 明	町民代表	
8	古 森 憲	町民代表	

30小情人第401号  
平成30年12月14日

小竹町男女共同参画計画審議会会長 様

小竹町長 松 尾 勝 徳

小竹町男女共同参画計画の策定について（諮問）

小竹町男女共同参画計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

本町では、男女共同参画基本法第14条第3項に基づく男女共同参画計画を策定する  
必要があります。

つきましては、計画の策定に関して、貴審議会の意見を求めるため諮問いたします。

平成31年3月6日

小竹町長 松尾勝徳様

小竹町男女共同参画計画審議会  
会長 西田義雄

小竹町男女共同参画計画の策定について（答申）

平成30年12月14日付30小情人第401号で諮問された小竹町男女共同参画計画の策定について、下記のとおり答申します。

#### 記

小竹町男女共同参画計画（案）は、「男女が支えあい、いきいきと暮らせるまちを目指して」を基本理念とし、4つの基本目標「男女共同参画の意識づくり」「男女共同参画のまちづくり」「男女が共に活躍できる環境づくり」「健康で安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、目標達成のために各施策が記載されたものです。

今回、諮問された小竹町男女共同参画計画（案）について、当審議会は5回にわたり審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものと認め、別紙計画（案）のとおり答申します。

なお、審議の過程で、各委員から出された意見等については、別紙のとおりであり、計画の推進にあたっては、十分尊重されるよう要望します。

## 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

- 1 情報発信は、これからITによるところが大きいと思われます。町ホームページは、定期的に更新し、積極的に新しい情報を発信するように心がけてください。
- 2 近年、若い世代においては、男女共同の意識が根付いてきており、育児や家事に積極的な父親が増えていますが、こども園、学校行事での父親の参加が少ないことを見ると、まだまだ社会全体に広がっているとは言い難い状況です。積極的に全世代層への意識啓発を行い、男女が責任を分かち合い協力できるような町を目指してください。
- 3 子ども達は日々成長しているので、年齢に応じた指導を行うとともに、子ども達の個性が伸びるような援助を行ってください。
- 4 学校現場での男女平等意識は、ずいぶん進んできていると思いますが、引き続き男女平等の理念に基づいた教育を行ってください。また、町内にもひとり親家庭が増加しており、母子家庭だけではなく父子家庭も増えてきているため、ひとり親家庭に対する配慮をより一層お願いします。

## 基本目標2 男女共同参画のまちづくり

- 1 町内には、潜在的に意欲や能力のある女性が多数いらっしゃると思われます。そういった人材を掘り起こし、積極的に審議会等に登用し、将来的には登用率50パーセントを目指してください。しかし、女性管理職や審議会等への女性の登用など、ただ数を増やすのではなく、女性の意思や能力を考慮するとともに、女性の人材育成にも力を注いでください。
- 2 小竹町は18行政区すべてに自主防災組織があり、万が一の災害時には各自主防災組織が重要な役割を果たすと思われます。避難所での運営においては女性の力が不可欠であり、女性の視点にたった避難所での対応も必要なことから、今後自主防災組織に女性が多く参加されることを望みます。

## 基本目標3 男女が共に活躍できる環境づくり

- 1 雇用機会、待遇、ハラスメント等は、大企業や官公庁と中小企業では条件が違ってくると思われるため、その点にも配慮した啓発を行ってください。
- 2 農業、商工業で起業しようとする女性には、女性特有の課題があることは事実です。町が元気になるためにも、男女を問わずチャレンジしてみようと思う人を手助けできるように、情報を積極的に発信してください。
- 3 共働きの親が、子どもが病気の際、病気の子どもの預ける施設が町内にあると安心で



きます。保育施設では、感染症などの子どもを預かると、他の子どもたちに感染する危険性もあるので、町立病院で病児保育ができないか検討をお願いします。

#### 基本目標4 健康で安心して暮らせる社会づくり

- 1 DVは、家族等の親しい関係で起きるため、なかなか問題が表面化してきませんが、表面化したときは、非常に深刻な状況で、命に関わったり緊急を要したりすることがあります。役場の相談窓口は一本化し、相談を受ける職員も研修等によりスキルアップを図り、被害者が安心して相談できる体制を確立してください。
- 2 昨今、男性は長時間労働による働き過ぎで悩みを抱え込む傾向にあり、女性は育児や介護による悩みを抱え込む例もあります。体の健康だけではなく、心の健康にも十分配慮するようにしてください。

#### 総括的事項

男性と女性、それぞれの違いを認めて相手を気遣い、尊敬しあうことが本当の意味での男女共同参画です。今回、計画書は策定できますが、これを実行しなければ、何の意味もありません。一人ひとりが男女共同参画の意識を深め、お互いが思いやりを持って支えあい、いきいきと暮らせるまちを目指してください。